3　第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（中央卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出）

第十四条　法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を中央卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してしなければならない。

2　法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前までに、別記様式第五号による届出書を提出してしなければならない。

（地方卸売市場の認定申請に係る届出）

第十五条　法第八条第二項の規定による届出は、法第十三条第一項の認定の申請後速やかに、別記様式第六号による届出書を提出してしなければならない。

（中央卸売市場の運営状況の報告）

第十六条　法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内に、別記様式第七号による報告書を提出してしなければならない。

2　前項の報告書には、当該中央卸売市場の卸売業者の最新の法第四条第五項第五号の表の六の項㈡の事業報告書を添付しなければならない。

2　法第二十一条第四項において準用する法第十六条第三項の農林水産省令で定める前条第二項の申請書の添付書類については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次の各号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、同条第八号及び第九号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

3　法第二十一条第四項において準用する法第十六条第三項の農林水産省令で定める前条第三項の申請書の添付書類については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「次の各号に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人についての次の各号に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同条第八号及び第九号中「申請者」とあるのは「分割により中央卸売市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（保証金）

第十四条　法第二十六条第一項の保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ各号に掲げる金額の範囲内において開設者が業務規程で定めるものとする。

一　青果部　百二十万円以上千六百万円以下
二　水産物部　百二十万円以上二千四百万円以下
三　食肉部　二百万円以上千二百万円以下
四　加工食料品部　百二十万円以上四百万円以下
五　花き部　百二十万円以上千二百万円以下

（保証金に充てることができる有価証券の範囲）

第十五条　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とする。ただし、第三号から第六号までに掲げる有価証券については、開設者が業務規程で定めるものに限る。

一　日本銀行が発行する出資証券
二　特別の法律により法人が発行する債券
三　金融商品取引所が開設する市場において売買取引されている株券
四　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による銀行が発行する株券（前号の株券を除く。）
五　第三号に掲げる株券を発行する会社が発行する社債券
六　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第三項に規定する投資信託に係る同条第七項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券

（保証金に充てることができる有価証券の価額）

第十六条　法第二十六条第二項の規定により有価証券を保証金に充てる場合における当該有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以下において、開設者が業務規程で定める額とする。

一　国債証券、地方債証券又は政府がその債券について保証契約をした債券　その額面金額に相当する額